

ブルースタジオ
ズームレンズ・ペデスタル・雲台
点検・補修
仕 様 書

令和2年12月

放送大学学園

1. 目的

放送大学学園（以下、「学園」という。）のブルースタジオで使用しているズームレンズ・ペDESTAL・雲台について、年間を通して円滑な運用をできるよう点検・補修を行う。

この仕様書は、点検・補修に関わる契約条項を定めるものである。

2. 請負範囲

- (1) 事前打合せ、現場調査
- (2) 各メーカーとの調整
- (3) 作業工程表、手順書ほか関連資料の提出
- (4) 現場への機器・補修部材搬入、点検・補修作業
- (5) 点検・補修機器復元後の調整と総合動作確認
- (6) 報告書、検査成績書などの提出

3. 設置場所

学園 西制作棟 ブルースタジオフロア
(千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11)

4. 納期

令和3年3月31日(水)

5. 点検・補修対象機器

- ・ズームレンズ（フジノン UA22×8BERD） 4式
- ・ペDESTAL（昭特製作所 TP-90A） 2式
- ・雲台（昭特製作所 SX300VR） 2式

6. 作業内容

- (1) 整備から4年が経過した為、別紙1の点検・補修作業を行う。
- (2) 点検・補修内容が現地にて実施可能な場合、スタジオにて作業を行う。
- (3) 点検・補修内容がメーカーの工場などで行う必要がある場合は、代替機による対応を行うこととし、交換・発送作業を行う。
- (4) 作業完了（代替機交換も含む）後、各種調整と総合動作確認を行う。
- (5) 作業は、土日祝日を含む短期間の日程で実施する。スタジオ使用日程の都合上、別途技術・運行課（以下、「主管課」という。）と協議して決めるものとする。
- (6) その他、関連する作業全てを行うこと。詳細は打ち合わせで決定する。

7. 実施工程表

- (1) 請負の実施に先立ち、番組制作業務に支障がないよう主管課と打合せ、実施工程表を作成・提出し、承認を得ること。
- (2) 実施工程表を変更する必要がある場合は、その内容を主管課に報告し承認を得ること。

8. 作業管理

- (1) 管理責任者は作業手順書を作成し現場を管理するとともに、作業者は手順書に沿って作業を実施すること。
- (2) 作業中に問題が生じた場合は、作業を中断し、主管課と連絡を取り、その後の作業方針を協議すること。
- (3) 作業を実施する際、現設備に影響が無いよう適切に措置を講ずること。

9. 留意事項

請負者は、以下の事項について留意のうえ、適切に対応すること。

- (1) 請負者は、点検・補修前に過去に実施した点検・整備・機器障害記録などを参考として、装置の現状を把握しておくこと。
- (2) 請負者は、点検・補修作業において、分解・組立・清掃等に際しては、スイッチ類や各設定について、指示のない限り施工前と同じ状態に復元すること。
- (3) 本請負で知り得た機密情報を厳重に保持し、事前の同意なしに第三者に貸与、提供、開示、教示又は漏洩してはならない。また、本請負の一部を第三者に請け負わせ又は再委託する場合には、主管課の承認を得た上で同趣旨の機密保持義務を当該者に課すこと。
- (4) 請負者は、本請負の実施に先立ち、主管課と十分打ち合わせを行い、実施業務や関連設備の安定運用に留意し、事故の無いよう万全を期すこと。
- (5) 請負者は、現場の安全等に対して十分に注意を払いながら作業を行い、作業中の事故の防止に努めること。万一、事故が発生した場合には、応急処置を施すとともに主管課に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 本請負に必要な装置等の搬入出を行う場合には、既設物等に損傷や衝撃等を与えないよう適宜養生又は補強を施して行うこと。
- (7) 本請負に必要な工具類は、原則、請負者が確保すること。学園備え付けの測定器や工具類が必要な場合には学園に使用許可を得ること。
- (8) 本請負に必要な材料、消耗品等一切の機材等は、請負者が準備すること。

- (9) 本請負に必要なものとして請負者が用意した装置や機材等の保管及び取扱いの全ては、請負者が責任を持って適切に行うこと。

10. 検査

請負者は、全ての作業が終了した後、主管課の検査を受けなければならない。

11. 提出物について

- (1) 入札時に提出が必要なもの

①各機器の点検・補修内容。

- (2) 契約締結後に提出が必要なもの

契約締結後、請負者は主管課と打ち合わせの上、下記の書類等を含めた納入仕様書を提出すること。

なお、提出した書類に変更が生じた場合には、速やかに主管課に報告を行い、その内容を反映した新たな書類を提出すること。

①作業工程表

②実施体制および現場監督者（安全管理者）、並びに作業者一覧

③作業届、作業手順書

④現地作業日報 1部

⑤迅速で十分なアフターサービス、メンテナンス、窓口等の体制表

⑥点検・補修機器の作業報告書

12. 補償等

請負者が故意又は過失により学園の設備や装置、造営物又は第三者に与えた損傷等に対する補償は、請負者が行うこと。また、造営物等に損傷を与えた場合には、学園の指示に従って速やかに原形に修復すること。

13. その他

- (1) 通常使用状態において、装置の故障、損傷等の不具合が発生した場合は直ちに対応できる体制が整備されていること。また、障害発生機器の代替機手配、入れ替え等の対応も円滑に実施すること。

- (2) 迅速で十分なアフターサービス及びメンテナンス体制を確立すること。

- (3) 疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

- (4) 請負者は、本請負の全部を一括あるいは分割して第三者に請け負わせ又は再委託してはならない。なお、本請負の一部を第三者に請け負わせ又は再委託する必要がある場合には、事前にその旨を学園に申請して承認を得なければならない。

別紙1

① ズームレンズ点検・補修内容

- (1) 事前性能点検
- (2) フォーカス系 分解清掃・点検調整
- (3) ズーム系 分解清掃・点検調整
- (4) アイリス系 分解清掃・点検調整
- (5) 光学系 分解清掃・点検調整
- (6) 電気系 分解清掃・点検調整
- (7) 総合点検調整
- (8) 劣化部品の交換

IRIS ノブ、IRIS キャップ、RET-SW キャップ、ズームシーソー
VTR-SW キャップ、ハンドバンド、ズームモーター

② ペデスタル点検・補修内容

- (1) 操舵ハンドルの動作確認・調整
- (2) ブレーキコマの損傷・ブレーキの利き具合確認
- (3) 昇降ロックの確認、レバーの動作・点検
- (4) 昇降パイプの動作確認・調整
- (5) 昇降バランスの確認
- (6) 車輪切換クラッチの動作確認・調整
- (7) 車輪の摩耗・傷などの確認
- (8) チェーン、タイミングベルトの確認・調整
- (9) シャーシ、カバー、アンダーガードの確認
- (10) 車輪清掃口取付部の確認
- (11) カウンタウェイトの確認
- (12) 各部ネジ類の確認

③ 雲台点検・補修内容

- (1) カメラプレートのガタ、脱着動作確認
- (2) 菊座の確認
- (3) チルトロックピンの確認
- (4) パン・チルト動作の確認・調整
- (5) チルトバランス調整の確認
- (6) バランス機構の確認
- (7) 水準器の確認
- (8) 各部ネジ類の確認
- (9) ヴァーチャルエンコーダー出力の確認
- (10) データ通信の確認